事故調査機関の在り方に関する検討会について

1.趣旨

消費者事故等の調査機関の在り方については、消費者庁関連法案の審議の際の附帯決議(参議院)において、「消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う」とされ、また、本年3月に閣議決定された「消費者基本計画」においては「消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します」「22年度に検討を開始し、23年度のなるべく早い時期に結論を得ます」とされているところである。

また、これまでも、責任追及の観点からの刑事手続とは別に、事故原因究明 と再発防止の観点から必要な権限を有する事故調査機関の必要性が指摘されて いるところであり、さらには、被害者への配意の重要性についても指摘がある ところである。

以上のような経緯を踏まえながら、有識者や被害者遺族関係者等からなる本検討会においては、現行の関連制度・機関と新たな機関・機能との関係の整理、 事故調査機関にとって必要な条件・機能等の論点整理など、今後の具体的な制度設計を進めていくために必要となる検討を行うこととする。

2. 主な検討事項

現行の事故原因究明に係る機関・機能についての整理と評価新たな機関・機能のニーズ・シーズの確認 刑事捜査と行政調査の関係整理 事故原因究明に係る機関・機能に求められる属性 被害者との関係、被害者支援の在り方

3.進め方

第1回 (8月20日(金)13:00~16:00)

本検討会の進め方

日本学術会議「事故調査体制の在り方に関する提言」(平成 17 年)について

被害者ご遺族発表

第2回 (9月17日(金)17:00~20:00)

消費者団体ヒアリング

事故関係者ヒアリング

第3回 (10月28日(木)16:00-19:00)

事故調査機関事故調査機関の在り方に関する海外調査速報報告 国内における事故調査や事故情報分析に関係する機関に関する調査結果 概要

国内関係機関等ヒアリング

第4回 (11月11日)

運輸安全委員会ヒアリング

医療事故に関連する情報収集・分析、原因究明等の取組みに関するヒア リング

第5回 (12月下旬)

有識者ヒアリング

第6回 ~ 第11回(1月上旬~3月中旬予定)

論点整理・取りまとめ

4. 運営要領

- ・座長は、検討会の進行を務める。
- ・座長は、必要に応じ、適当と認める者を、検討会に参加させることができる。
- ・本検討会は、原則公開とし、議事録及び配布資料は消費者庁のホームページに て公表する。なお、特定の個人を識別できる情報が含まれうる場合や率直な意 見交換を損なうおそれがある場合等には、座長の判断において、必要な範囲で 検討会を非公開とすることができることとし、議事録の該当部分については概 要を公表するものとする。
- ・上記以外に検討に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。
- ・本検討会の庶務は消費者安全課にて行う。